

## 募 集 要 項

知的財産高等裁判所第1部に係属中の下記事件について、下記の要領で、広く一般から意見を記載した書面の提出を求めることとなりましたので、お知らせします。

提出された意見書は、事件当事者が証拠として提出することにより、裁判所の判断資料となります（事件当事者が証拠として提出しない場合もあります。）。事件当事者が証拠として提出した意見書は、原則として、民事訴訟法91条による閲覧・謄写の対象となりますので、ご注意ください。

### 記

#### 1 対象事件

知的財産高等裁判所第1部

令和4年（ネ）第10046号 特許権侵害差止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和元年（ワ）第25152号）

控訴人 株式会社ドワンゴ

被控訴人 F C 2 , I N C .

被控訴人 株式会社ホームページシステム

#### 2 事案の概要

別添のとおり

原審判決は裁判所ウェブサイトに掲載されています。

(URL:[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/124/091124\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/124/091124_hanrei.pdf))

#### 3 意見募集事項

- 1 サーバと複数の端末装置とを構成要素とする「システム」の発明に

において、当該サーバが日本国外で作り出され、存在する場合、発明の実施行為である「生産」（特許法 2 条 3 項 1 号）に該当し得ると考えるべきか。

2 1 で「生産」に該当し得るとの考え方に立つ場合、該当するというためには、どのような要件が必要か。

#### 4 意見書の提出先・方法等

意見書の原本 1 通を、次の宛先に郵送で提出してください。意見書は、日本語又は英語で作成してください。日本語又は英語以外の言語で作成する場合には、日本語又は英語の訳文を添付してください。

なお、意見書の作成及び提出等の費用は、意見書提出者の負担となります。

知的財産高等裁判所は、10月11日に庁舎を移転しますので、提出される日に応じて以下に提出してください。

【10月10日まで】

〒100-8933

東京都千代田区霞が関 1-1-4

知的財産高等裁判所第1部

【10月11日以降】

〒153-8537

東京都目黒区中目黒 2-4-1

知的財産高等裁判所第1部

#### 5 意見書の書式

意見は、A4版の用紙に横書きで記載してください。

表題は「意見書」とし、事件番号や作成者の団体名・氏名等を忘れずに記載してください（別添の書式を参考にしてください。）。

## 6 意見募集期間

令和4年（2022年）9月30日から同年11月30日まで

## 7 問合せ先

知的財産高等裁判所第1部

【10月7日まで】

電話 03-3581-1724

【10月11日以降】

電話 03-5721-3112